別図1

コンソーシアムの構成者に、<u>市内IT事業者及び市内中小企業者等に</u>は該当しない者(※)が含まれている場合の経費の取り扱い

上記の「該当しない者」が計上できる補助対象経費は、補助対象経費合計額の1/3以下となります。

D社(コンソーシアム構成者):市外企業 ※

E社(同上):市外企業(大企業) ※

【例】コンソーシアム内訳

A社(代表企業):市内IT事業者

B社(コンソーシアム構成者):市内中小企業者等

C社(同上):市内中小IT事業者

	①A社計上分	②B社計上分	③C社計上分	④D社計上分	⑤E社計上分	
	3,000,000円	1,000,000円	2,000,000円	2,000,000円	1,000,000円	
9,000,000円						
────────────────────────────────────						
	補助対象経費合計 6,000,000円 3,000,000円					
0,000,00013				3,000,000		

市内IT事業者及び市内中小企業者等の合計

(※)の合計

9,000,000円(全体)×1/3=3,000,000円 (※)が計上する経費は3,000,000以下→OK

【事業申請時と終了時点で変更が生じた場合】

事業終了時

補助金精算



補助対象経費5,100,000円の2/3である3,400,000円が補助金額

(注) ④+⑤として対象となる額は2,100,000円まで E社の対象額が100,000円のみ、という意味ではない

【注】事業終了後の精算時に、当初の申請事業内容通りに実施できなかった場合、 補助対象経費が縮小となり、補助金額も減少となる可能性があります。